

罪人を悉く助命せしめ、左遷の士をも、俱に蝦夷土地に送り遣はし、是に監副の明を加へて守護させしめ、能々蝦夷の土人を教育せしめ、○中略於是江州の流水を招き、山岳の溪水を導き、或は井を堀溝を穿ち、用水の流行等の便理を量りて、田畑を墾耕して百穀を蒔、農業を爲さしめば、終に良田畑と成事慥なり、依之鍛冶木匠を始に遣はし、諸職人も追々遣はし、家宅器財等の制作あるべし、依之銅鐵早速に入用有べし、又土地に金銀銅鐵錫の山岳多くあり、既に往古日本より數千人ゆきて砂金を採り、又は山嶽を穿ち、黄金を堀採りたりしが、寛文己酉年○九に、彼地サルと云處の長夷シヤムシヤインシヤウセン一揆の時より、日本の金堀の者共を悉く追ひ拂ひ、其後金堀砂金採を松前氏より停止せしといへり、扱又土民撫育教導の制度は、其土地に是迄用ひ來りたる禮義あり、此内の宜敷に據り採りて、日本の法令を以て保助せしめ、蝦夷土地に都而長者かとなといふて、長夷あり、是を直に郷村の名主或は庄屋と役名賜りて、その郷村に法令を是に傳ひ、土人に布くべし、天監師を賜はりて、民間曆を制作し、博く國中に頒行あらば、後々は人道備り、良民と成、良國と成べきなり、彼地いまだ佛法の沙汰なし、依之是を幸ひに斟酌有べし、前にもいへることく、北京王城の土地は、北極出地四十度七十五分にして、百草百穀豊饒なり、蝦夷土地も北極出地凡四十度より五十三四度に距る土地なれば、甚廣大にもあり、北極出地に依りて勘考すれば、諸土産も良菓良穀を出すべき道理有、

〔松前若狹守に被仰渡候御書付〕

松前若狹守

今度異國境御取締被仰付候に付、東奥蝦夷地之内島々迄、當分御用地に被仰付候間、其趣可被存候、尤右土地より、是迄年々其方收納之儀者、御用地中從公儀御取替金御下げ可被成候、右之御用は、書院番頭松平信濃守、御勘定奉行石川左近將監、御目付羽太庄左衛門、御使番大河内善兵衛、御勘定吟味役三橋藤右衛門、右五人之面々出立被仰出、右土地之蝦夷人教育之儀を始、交易之趣、被